○農林水産省告示第千八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県那須塩原市宇都野字岳山・塩原字西山・字塙坂・湯本塩原字前黒・上塩原字北山（以上五字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県八代市泉町仁田尾字黒原三、一九、一九の一、一九の一一、一九の一八、一九の一九、二八の一三、二八の一四、二八の二九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　保安林の所在場所　愛媛県東温市井内字カキヤマ乙三七七の一一、乙三七七の一二、字ゴボサコ乙四〇〇の一、乙四〇〇の三、字惣林甲一九二三、甲一九二四の一、字牛房坂甲一九二五、下林字タテワリ丙一八六の三、丙一八七の一、丙一八七の二、丙一八八、丙一九〇、丙一九二の一、丙一九二の二、丙一九三の一から丙一九三の五まで、丙一九五の一、丙一九六の二、丙一九六の六、丙一九六の一八

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ゴボサコ乙四〇〇の一・乙四〇〇の三・字惣林甲一九二三・甲一九二四の一・字牛房坂甲一九二五・字タテワリ丙一八六の三・丙一八七の一・丙一八七の二・丙一八八・丙一九二の一・丙一九三の一・丙一九三の二・丙一九五の一・丙一九六の六・丙一九六の一八（以上十五筆について次の図に示す部分に限る。）、丙一九六の二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈡　㈠　保安林の所在場所　愛媛県伊予市上唐川字西ハダ甲四〇六、字向ヒ甲四〇七、字突鼻乙六四一、乙六四二の一、乙六四七、乙六六一の一、乙六六三の三、乙六六三の四、乙六六三の七、伊予郡砥部町七折七二、七四の二、一〇九四、一〇九九、一一〇〇

㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び砥部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県築上郡上毛町大字土佐井一八六八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字河内字中瀬一五二三の一・一五二三の三・一五八九・日之影町大字岩井川字山中二九三四の一・二九三四の四・二九三五の一・二九三五の八（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、二九三五の一〇、大字見立字戸ノ口山三一七〇の一、三一七三、延岡市宇和田町八三五の三、八四〇、八四一、北方町下鹿川字西畑甲五六五の三、甲五六五の六、甲五六五の八、字徳丸下甲二五六の一九、甲二五六の二〇、甲二五六の二七、甲二五六の三三、北方町板上字杉ノ内戊九〇六の一、戊九〇六の六、戊九四五の一七、戊九四五の三七、児湯郡木城町大字中之又字中野一三〇の一・一三〇の二・一三四の九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山中二九三五の八（次の図に示す部分に限る。）、字中瀬一五二三の三、字戸ノ口山三一七〇の一・三一七三・字和田町八三五の三・八四〇・字西畑甲五六五の三・甲五六五の六・甲五六五の八・字徳丸下甲二五六の二七・甲二五六の三三・字杉ノ内戊九〇六の一・戊九〇六の六・戊九四五の一七・戊九四五の三七・字中野一三〇の一・一三〇の二・一三四の九（以上十八筆について、次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに延岡市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）